

府民お問合せセンター整備運營業務に係る企画提案公募要領

大阪府では、府民サービスの向上と問合せ業務等の効率化を進めるため、よくある問合せの回答業務を集約してワンストップ化を実現するなど、一次窓口のあり方を抜本的に見直し、効率的で真に府民に満足いく総合窓口として、平成 20 年 1 月に「府民お問合せセンター」を開設、また、平成 24 年 4 月から代表交換電話も集約し運営してきた。現行の府民お問合せセンター整備運營業務に係る業務委託契約が令和 9 年 3 月に契約期間満了を迎える。

次期契約においては、激しい人件費・物価高騰の中でも効率的・効果的な府民お問合せセンター事業を推進するとともに、スマートフォンの普及等に伴い柔軟かつ迅速に府民ニーズに対応するために DX 化を行う。民間技術を活用するため民間コールセンターを活用した運用に変更し、今まで以上に府民が満足できる総合窓口を整備することを目的に、業務の在り方そのものを変革する。

この事業（又は業務）については、民間事業者等の知識やノウハウ等を活用し、より効果的・効率的に実施するため、企画提案公募により受託事業者を募集するものである。

1 事業名

府民お問合せセンター整備運營業務

(1) 事業の趣旨・目的

ア 府では府民サービスの向上に資するため、数多くのオペレーターによる代表電話対応、問合せ対応、広聴対応等を行ってきた。入電件数は減少傾向にあるものの、府民からの代表電話への入電件数は未だに年間約 30 万件近くある状況であり、問合せ対応、広聴対応についても年間約 2 万件の入電数がある。なお電話対応については開庁時間中のみの対応となっており、全てオペレーターが担っている。また、開庁時間外に対応できる府民サービスについても、一部の施策の AI チャットボットに限定されている。

イ 代表交換対応、問合せ対応等について、府民の方々が直接的に電話を府にかけて話をしなければ必要な情報を得られないというのは、現在の府民の生活形態やニーズに合致していない。また、デジタル化の進んだ現在においては、電話ではなくてもスマートフォン等を使うことにより、容易に府民が情報収集できる様々な効率的な手法もあるにもかかわらず、これを活用できていない。

ウ 更には人件費の高騰する時代において、数多くのオペレーターを使ってセンターを運営することは非効率的であり、効率的な運営へ変革する必要がある。

エ ア～ウの課題解決のため、次期「府民お問合せセンター」では、業務効率化を図り、府民満足度を向上しながら、府民が自らのライフスタイルに合わせて自由に問合せ等を行うことができる、次世代型の「府民お問合せセンター」を目指し、業務のあり方そのものを変革する。

そのため、民間技術を活用するため、庁内に置くのではなく、民間のコールセンターを活用した運用に変更する。

次期お問合せセンターは、入電時の一次対応は IVR 等によるデジタルツールによる対応を行うものとする。具体的な手法としてデジタル技術を活用した多様な問合せ等のチャットや IVR（自動音声応答システム）等、様々な対応ツールを現在の府の入電内容や府の問合せ内容等の

現状に合った形で活用し、府民ニーズに柔軟に対応するとともに効率化を図る。なお今回のセンターの運営方針転換により、デジタル弱者である障がい者や高齢者が取りこぼされることのないよう、そのフォローについては十分に行うものとする。

様々な問合せや広聴業務等に柔軟に対応できるよう、「府民お問合せセンター」の機能向上を図り、府民サービスを向上するとともに職員の更なる負担軽減を図るため、本業務に必要な電話回線の敷設やシステム等の整備、要員確保や研修の実施等一切の業務を一体として委託するものである。

(2) 事業概要

本委託業務における業務及び構築内容については以下のとおりである。

コールセンター等運営業務	コールセンター等構築業務
(1) コールセンター部門 ア 問合せ対応業務 イ 広聴電話対応業務 ウ 代表電話対応業務 エ 対応内容の記録 オ 入電内容分析・対応改善業務 カ その他 (ア) 府民向けヘルプデスク業務 (イ) 府職員向けヘルプデスク業務 (2) バックヤード部門 ア イベント参加申込み受付 イ 「府政だより」プレゼントの応募受付業務 ウ 府政学習会対応業務 エ 「府民の声」対応業務 オ パブリックコメント対応業務 カ 府Webサイト管理業務 キ FAQ等サイトの構築 (3) 来訪部門（府民案内） (4) 運営管理業務 (5) BCP 対応 ※コールセンターの運営場所については指定はないが、「P2 3. 運営場所」記載の運営場所が入る施設・設備要件を満たすこと。	(1) 電話回線構成・ネットワーク設備等の構築について (2) 各種システムの構築 ア 音声系システム イ 音声認識システム ウ FAQシステム エ 府民の声システム オ 対応履歴システム カ 庁内電話帳システム キ 入退室管理システム ※ア～キのシステムについては、過去の府民お問合せセンターの運営実績を基にコールセンター業務を実施する上で、必要と思われるシステムを記載しているが、これらのシステムは個別に全て構築する必要はなく、受注者において機能的合理的に運用できるよう複数のシステムの統合を図るなど、最も最適な方法で構築することも可能。 例：対応履歴システムに、府民の声システムの機能を搭載し、一元的に運用することも可能。 また記載したシステム以外に本委託業務を実施する上で導入した方が効率的と思われるシステムがあれば提案を行うこと。

(3) 委託上限額

1,357,658,000円（消費税及び地方消費税を含む）

【内訳】

令和8年度：0%

令和9年度：約21.42%（消費税及び地方消費税を含む）

令和10年度：約17.21%（消費税及び地方消費税を含む）

令和11年度：約17.34%（消費税及び地方消費税を含む）

令和12年度：約17.45%（消費税及び地方消費税を含む）

令和13年度：約17.55%（消費税及び地方消費税を含む）

令和14年度：約9%（消費税及び地方消費税を含む）

金額詳細は、契約締結後定めるものとする。

2 スケジュール

令和8年4月16日（木）14時	公募開始・説明会申込開始・応募申込開始 ・質問受付開始
令和8年4月17日（金）10時	説明会配信開始 （インターネットによる動画配信）
令和8年4月23日（木）15時	説明会申込期限
令和8年4月24日（金）10時から	提案書等の申込開始（持参のみ）
令和8年4月27日（月）17時まで	説明会配信終了
令和8年4月28日（火）17時まで	質問受付締切
令和8年5月8日（金）17時まで	応募申込書期限
令和8年5月13日（水）までに随時回答	質問に対する回答期限
令和8年5月19日（火）	公募要領の配布終了
令和8年5月20日（水）15時まで	提案書等の提出期限（持参のみ）
令和8年6月上旬	選定委員会
令和8年6月中旬	審査結果通知等

令和8年8月下旬または9月上旬 契約締結

令和9年2月 構築等準備開始

令和9年10月 運用開始

令和14年9月 業務終了

※最優秀提案者と協議の上、提案内容に基づき詳細な仕様を協議の上契約を締結する。

3 公募参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす者又は複数の者による共同企業体（以下「共同企業体」という。）であること。

なお、共同企業体で参加する者については、構成員全員が該当すること。（※（6）は共同企業体の代表構成員が有していればよい。）

(1) 次のアからクまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 成年被後見人

イ 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者

ウ 被保佐人であって契約締結のために必要な同意を得ていないもの

エ 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

オ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

カ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

- キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
- ク 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者（同項各号のいずれかに該当すると認められることにより、大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受け、その措置期間を経過した者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受け、かつ、大阪府入札参加資格審査要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。）、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第41条第1項の更生手続開始の決定を受け、かつ、同要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。）、金融機関から取引の停止を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (3) 府の区域内に事業所を有する者にあつては、府税に係る徴収金を完納していること。
- (4) 府の区域内に事業所を有しない者にあつては、主たる事務所の所在地の都道府県における最近1事業年度の都道府県税に係る徴収金を完納していること。
- (5) 消費税及び地方消費税を完納していること。
- (6) 公示の日から過去5年間までの間に、総合コールセンターの電話交換又は問合せ対応業務業務について誠実に履行を完了した実績を有すること。
- (7) 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者でないこと。
- (8) 次のアからウのいずれにも該当しない者であること。
- ア 大阪府暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則（令和2年大阪府規則第61号。以下「暴力団排除措置規則」という。）第3条第1項に規定する入札参加除外者（以下「入札参加除外者」という。）
- イ 暴力団排除措置規則第9条第1項に規定する誓約書違反者（以下「誓約書違反者」という。）
- ウ 暴力団排除措置規則第3条第1項各号のいずれかに該当すると認められる者
- (9) 府を当事者の一方とする契約（府以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入に対し府が対価の支払をすべきものに限る。以下同じ。）に関し、入札談合等（入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第2条第4項に規定する入札談合等をいう。以下同じ。）を行ったことにより損害賠償の請求を受けている者でないこと。

4 応募の手続き

本事業の提案に参加を希望する者の受付手続等は、以下のとおりである。

「3 公募参加資格」を確認の上、必要な書類を受付期間内に提出すること。

- (1) 公募要領の配布
- ア 配布期間

令和8年4月16日(木)14時から令和8年5月19日(火)まで
(土曜日、日曜日及び祝日を除く。10時から17時まで※12時から13時を除く)

イ 配布場所及び受付場所

大阪府 府民文化部 府政情報室 広報広聴課 広聴グループ

住 所 : 大阪市中央区大手前2丁目 本館1階

電話番号 : 06-6944-7253

ウ 配布方法

上記「イ 配布場所及び受付場所」で配布するほか、広報広聴課ホームページ
(<https://www.pref.osaka.lg.jp/o070050/fumin/occ/koubo.html>) からダウンロードできる。
(郵送による配布は行わない。)

(2) 応募申込書等((4)ア・ケ)の提出

ア 提出スケジュール

令和8年4月16日(木)14時から令和8年5月8日(金)17時まで

イ 提出方法

電子メールにより下記10の提出先まで電子メールで提出すること。

※電子メール送信後、必ず電話でメール到達確認をすること。

(土曜日、日曜日及び祝日を除く。10時から17時まで)

※件名に「【応募申込書類】府民お問合せセンター整備運営業務」と明記すること。

ウ 参考資料 別添5「情報セキュリティに関する基本要綱」

別添8「代表交換の入電内容の概要」

※参考資料については、「様式1 応募申込書」及び「様式12 守秘義務誓約書」を提出した者に
限り、電子メールにより送付する。

(3) 提案書等の応募書類((4)イ〜ク及び(5))受付の提出

令和8年4月24日(金)10時から令和8年5月20日(水)15時まで

(土曜日、日曜日及び祝日を除く。10時から17時まで※12時から13時を除く

(※5月20日には15時まで))

ア 提出方法

書類は必ず事前に電話連絡の上、下記10の提案書等提出先に持参すること。

(郵送による提出は認めない。)

電話 : 06-6944-7253 (直通)

イ 費用の負担

応募に要する経費は、すべて応募者の負担とする。

(4) 応募書類

ア 応募申込書(様式1 : 正本1部、副本(コピー可)8部)

イ 企画提案書(様式2 : 正本1部、副本(コピー可)8部)

本文の記載にあたっては、提案者名等、提案者を特定できる文言を使用しないこと。

ウ 応募金額提案書（様式 3：正本 1 部、副本（コピー可） 8 部）

エ 事業実績申告書（様式 4：正本 1 部、副本（コピー可） 8 部）

※過去 5 年間に実施した同種又は類似の業務実績の詳細資料がある場合は、別途提出すること。（様式自由：原本 1 部、副本 8 部）

オ 共同企業体で参加の場合

① 共同企業体届出書（様式 5：1 部）

② 共同企業体協定書（写し）（様式 6：1 部）

③ 委任状（様式 7：1 部）※押印必須

④ 使用印鑑届（様式 8：1 部）

カ 誓約書（参加資格関係）（様式 9：1 部） ※押印必須

キ 「『府民お問合せセンター整備運営業務に係る企画提案』」の実施にかかる企画・運営等業務委託 説明会参加申込書」（様式 10）

ク 誓約書（暴力団関係）（様式 11）※すべての構成員の提出が必要

ケ 誓約書 守秘義務誓約書（様式 12）

(5) 添付書類

ア 定款又は寄付行為の写し（1 部）（原本証明してください。）

イ ① 法人登記簿謄本（1 部）

- ・ 法人の場合に提出してください。
- ・ 発行日から 3 カ月以内のもの

② 本籍地の市区町村が発行する身分証明書（1 部）

- ・ 個人の場合に提出してください。
- ・ 発行日から 3 カ月以内のもの
- ・ 準禁治産者、破産者でないことが分かるもの

③ 法務局が発行する成年後見登記に係る登記されていないことの証明（1 部）

- ・ 個人の場合に提出してください。
- ・ 発行日から 3 カ月以内のもの
- ・ 「成年被後見人、被保佐人、被補助人とする記録がない」ことの証明

ウ 納税証明書（各 1 部）（未納がないことの証明：発行日から 3 カ月以内のもの）

① 大阪府の府税事務所が発行する府税（全税目）の納税証明書

- ・ 大阪府内に事業所がない方は、本店を管轄する都道府県税事務所が発行するものに代えます。

② 税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書

エ 財務諸表の写し（1 部：最近 1 カ年のもの、半期決算の場合は 2 期分）

① 貸借対照表

② 損益計算書

③ 株主資本等変動計算書

オ 障害者雇用状況報告書の写し（1 部）

A 常時雇用労働者数が 40 人以上の事業主の場合

- ・ 「障害者の雇用の促進等に関する法律」により事業主（常時雇用労働者数が 43.5 人以上）に

- 義務化されている「障害者雇用状況報告書（様式第6号）」の写し
- ・本店所在地管轄の公共職業安定所に提出済で受付印のあるもの
（インターネットによる報告をした場合は、受付印は不要ですが、到達を確認できる書類を併せて提出してください。）
 - b 常時雇用労働者数が40人未満の事業主の場合
 - ・「障がい者の雇用状況について」（様式13）

(6) 応募書類の返却

応募書類は理由の如何を問わず、返却しない。

なお、応募書類は本件に係る事業者選定の審査目的のみに使用し、他の目的には使用しない。

(7) 応募書類の不備

応募書類に不備があった場合には、審査の対象とならないことがある。

(8) その他

ア 応募は1者1提案とする。（共同企業体構成員として参加する場合を含む）。

イ 応募書類の提出に際しては、正本、副本それぞれ1セットずつA4ファイルに綴って提出すること。応募書類（様式1から4まで）は電子媒体での提出も必要とする。

ウ 副本は選定委員会での説明資料になる。よって提案内容を客観的かつ公正に審査するため、提案事業者が特定できる内容等（代表者、社章、所在地、電話番号等含む）が記載されている場合は、副本の当該箇所を黒塗りし提出すること。

エ 正本の表紙及び背表紙には提案事業タイトルと提案団体名を記入、副本の表紙及び背表紙には提案事業タイトルのみを記入すること。

<記入例>

正本：「府民お問合せセンター整備運営業務事業」提案書 株式会社〇〇（法人名等）

副本：「府民お問合せセンター整備運営業務事業」提案書

オ 書類提出後の差し替えは認めない（大阪府が補正等を求める場合を除く）。

カ 提出書類に虚偽の記載をした者は本件への参加資格を失うものとする。

5 説明会

説明会の実施 本業務に関する説明会動画を次のとおり配信する。応募を検討している方はできる限り視聴すること。なお、説明会については必ず仕様書を一読の上、視聴すること。

①配信期間

令和8年4月17日（金曜日）10時から令和8年4月27日（月曜日）17時まで

②視聴申込方法 「『府民お問合せセンター整備運営業務に係る企画提案』の実施にかかる企画・運営等業務委託 説明会参加申込書」(様式10)を下記10の提出先まで電子メールで提出すること。

ア 電子メールの件名は「(事業者名)「府民お問合せセンター整備運営業務」説明会動画視聴申込」とすること。

イ 電子メール送信後、必ず到着の有無を電話（06-6944-7253）で行うこと。（土曜日、日曜日を除く10時から17時まで。12時から13時の間を除く。）

ウ 電子メール以外（電話、ファクシミリ等）による申込みは一切受け付けない。

エ 説明会視聴申込者に対し、申込日の翌営業日10時までに視聴用URLを送信する。時刻を過ぎてもメールが届かない場合は、電話で確認を行うこと。

③視聴申込期間 公募開始日（14時）から令和8年4月23日（木曜日）15時まで

6 質問の受付

(1) 受付期間

公募開始日（14時）から令和8年4月28日（火曜日） 17時まで
※受付期間外の質問は、理由の如何を問わず受け付けない。

(2) 提出方法

下記10 問合せ先、提案書等提出先記載の電子メールで受け付ける。

ア 電子メール送信後、必ず電話で着信の確認をすること

（土曜日、日曜日及び祝日を除く。10時から17時まで※12時から13時を除く）

電子メールの件名は「(質問)「府民お問合せセンター整備運営業務」と明記すること。

※電子メール以外（電話、ファクシミリ等）による申込みは一切受け付けない。

イ 質問への回答は広報広聴課ホームページに掲載し、個別には回答しない。

(<https://www.pref.osaka.lg.jp/o070050/fumin/occ/koubo.html>)

（5月13日（水曜日）までに順次掲載予定）

7 審査の方法

(1) 審査方法

審査は(3)の審査基準に基づき、外部委員で構成する選定委員会によるプレゼンテーション審査を行い、最優秀提案者（及び次点者）を決定する。ただし、最高点の者が複数者いる場合は、提案金額の安価な者を最優秀提案事業者とする。

(2) プレゼンテーション審査

ア 内容・方法等

(ア) 提出した企画提案書をもとに説明を行うこと。なお、資料の追加・変更は認めない。

(イ) 1事業者あたり50分程度（うち説明25分以内、質疑応答含む。）とする。

(ウ) 参加者は1事業者あたり4名以内とし、原則、業務責任者を含めること。なお、共同事業者の場合も同様とする。

(エ) 提案事業者名（グループ名及び構成員名）を明らかにしてはならない。

(オ) パソコン等の機材の使用は認めない。

イ 審査は、書類審査及びプレゼンテーション審査にて行う。プレゼンテーション審査の日時は、事前に通知を行う。プレゼンテーション審査にはパワーポイント等の機材は使用できない。

ウ 最優秀提案者の評価点が、審査の結果、100点満点中60点以下の場合は採択しない。

なお、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けない。

エ 最優秀提案者は特別の理由がないかぎり、契約交渉の相手方に決定する。

(3) 審査基準

審査項目	審査内容	配点	
I 業務の目的及び事業内容の理解度	<p>ア 事業目的及び内容に関する理解や認識が十分にあるか。</p> <p>イ 提案内容が、事業の趣旨に合っているか。</p> <p>ウ 本府が考える課題の解決に結びつくか。</p>	10点	
II 提案内容の妥当性及び充実度	<p>① 新たなコールセンターの構築について</p> <p>ア 入電時の一次対応は IVR 等など、原則デジタルツールによる対応を行うものとなっているか。</p> <p>イ 電話対応中心のコールセンターから変革を図り、府民が自ら知りたい情報を Web 等で入手できるなど、多様な府民のニーズに答え、府民満足度の向上に資する運営方法になっているか。</p> <p>ウ 今後5年間の運用で、入電数を2割削減できる実現可能性のある具体的な計画を立てているか。</p> <p>エ AI 等の技術を活用し、回答精度の向上や対応記録の作成の効率化などオペレーター支援を行う運用ができているか。</p> <p>オ 来訪部門（府民案内）の無人化を行うに当たっては、府民の情報入手につき、効果的な業務手法の提案ができているか。</p> <p><例></p> <p>○ AI チャットボット・有人チャット・AI 検索システム等・事務効率化のため AI 等を活用し、音声の自動認識・要約等を行えるシステムの導入</p>	25点	
	<p>② システム構築</p> <p>(電話回線構築について)</p> <p>・仕様書 P14 に示す【回線構成例】を参考にし、受注者のコールセンターと府庁舎 PBX の間の電話の接続及び庁舎の内線への転送が常時安定的に行われるように、電話回線構成・ネットワーク設備等の構築ができているか。</p>	5点	25点
	<p>(合理的な全体システム構築について)</p> <p>ア システム構築に当たり、府民に対して最適なサービスを提供することができ、かつセンターの運営を効率的・合理的に行えるシステム構築となっているか。その他仕様書に記載しているシステム以外に本委託業務を実施する上で導入した方が効率的と思われるシステムの提案がされているか。</p> <p>イ セキュリティ上の安全性が確保されているか。</p>	10点	
	<p>(府民の声システム構築について)</p> <p>ア 府民の声システムについて、デジタルツールを活用し、業務削減に繋がる効果的な機能を有しているか。府民の声システムの構築は、既存のパッケージ製品またはローコードツールを活用できているか。</p> <p>イ 集計・分析機能について、効果的なものとなるようデジタルツールの活用等の検討がされているか</p> <p><例></p> <p>○ 対応履歴システムに、府民の声システムの機能を搭載し、一元的に運用する等</p>	10点	

	③ FAQ 等 サイ トの 構築	<p>ア 府民がFAQ等から自分の知りたい情報を容易に入手できるように、府 Web や他のシステムとの連携を工夫した提案がされているか。</p> <p>イ FAQ等サイトの構成や情報について具体的かつ、事業目的に合った提案がされているか。</p> <p><例> ○FAQサイトにAI検索機能を導入するなど、府民が知りたい情報にアクセスできる仕様 ○お問合せフォームを設定し、そのフォーム上でAIが問合せ回答を作成するなど、ワンストップでお問合せフォーム上で知りたい情報が解決できる仕様の導入</p>	15点
Ⅲ 業務遂行能力	① 業務遂行体制	<p>ア 府が別途提供する、毎年度の業務量のデータを参照し、効率的な人員配置を提案できているか。特にコールセンター部門について、DX導入効果による削減件数等を検討の上、5年間オペレーター等の職員を継続的に配置できるような人員配置となっているか。</p> <p>イ 事業全体を総括する総括責任者及び各業務において責任者が設定されているか。</p> <p>ウ 構築から業務開始に向けて、具体的に実施可能なスケジュールが示されているか。</p> <p>エ 外部からの不正アクセスやサイバー攻撃等があっても業務継続できるよう、必要なセキュリティ対策が講じられているか。</p>	10点
	② BCP対応	<p>・ 障害の発生時、大規模災害時等においても、継続して業務ができるよう実現可能な提案となっているか。</p>	5点
Ⅳ 障がい者雇用		<p>・ 常用労働者40人以上の場合、法定雇用障がい者数を超える障がい者を雇用しているか。または、常用労働者40人未満の場合、1人以上障がい者を雇用しているかどうか。</p>	5点
Ⅴ 価格点		<p>価格点の算定式 満点(5点) × 提案価格のうち最低価格 / 自社の提案価格 (上記計算式で算出した数値の小数点以下第2位を四捨五入する)</p>	5点
合 計			100点

(4) 審査結果

ア 契約交渉の相手方が決定した後、審査結果は採択に関わらず、応募いただいた全応募者に通知する。

イ 選定過程の透明性を確保する観点から、以下の項目を広報広聴課ホームページ (<https://www.pref.osaka.lg.jp/o070050/fumin/occ/koubo.html>) において公表する。
応募者が2者であった場合の次点者の得点は公表しない。

① 最優秀提案事業者及び契約交渉の相手方と評価点

* 品質点・価格点を配点した場合の価格点・提案金額

② 全提案事業者の名称 * 申込順

③ 全提案事業者の評価点 * 得点順 内容は①に同じ

④ 最優秀提案事業者の選定理由 * 講評ポイント

- ⑤ 選定委員会委員の氏名及び選任理由
- ⑥ その他（最優秀提案事業者と契約交渉の相手方が異なる場合は、その理由）

(5) 審査対象からの除外（失格事由）

次のいずれかに該当した場合は、提案審査の対象から除外するとともに、別途、入札に準じて入札参加停止等の措置を講じることとする。

- ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。
- イ 他の応募提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。
- ウ 事業者選定終了までの間に、他の応募提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。
- エ 応募提案書類に虚偽の記載を行うこと。
- オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

8 契約手続きについて

- (1) 契約交渉の相手方に選定された者と大阪府との間で協議を行い、契約を締結する。
- (2) 契約金額の支払いについては、精算払いとする。
- (3) 契約に際して、暴力団排除措置規則第8条第1項に規定する誓約書（様式 11）を提出すること。誓約書を提出しないときは、大阪府は契約を締結しない。
- (4) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、暴力団排除措置規則第3条第1項に規定する入札参加除外者、同規則第9条第1項に規定する誓約書違反者又は同規則第3条第1項各号のいずれかに該当したと認められるときは、契約を締結しません。
- (5) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、次のア又はイのいずれかに該当したときは、契約を締結しないことがある。
 - ア 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者
 - イ 府を当事者の一方とする契約に関し、入札談合等を行ったことにより損害賠償の請求を受けた者
- (6) 契約相手方は、この契約の締結と同時に、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

ただし、契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもって代えることができる。

 - ア 国債又は地方債。この場合において、提供される担保の価値は額面金額又は登録金額による。
 - イ 政府の保証のある債券又は銀行、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫若しくは全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券。この場合において、提供される担保の価値は額面金額又は登録金額（発行価格が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価格）の8割に相当する金額による。
 - ウ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関（銀行を除く。）をいう。以下この項において同じ。）が振り出し、又は支払保証をした小切手。この場合において、提供される担保

の価値は小切手金額による。

エ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形。

この場合において、提供される担保の価値は手形金額による。

オ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関に対する定期預金債権。

この場合において、提供される担保の価値は当該債権の証書に記載された債権金額による。

カ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関の保証。この場合において、提供される担保の価値は保証書に記載された保証金額による。

(7) (6)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部を免除する。

ア この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約（保険金額は、契約金額の100分の5以上）を締結したとき。この場合においては、契約相手方は履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を大阪府に寄託しなければならない。

イ 大阪府財務規則（昭和55年大阪府規則第48号）第68条第3号に該当する場合における契約相手方からの契約保証金免除申請書の提出（国、地方公共団体、独立行政法人通則法第二条第一項に規定する独立行政法人、国立大学法人法第二条第一項に規定する国立大学法人、地方独立行政法人法第二条第一項に規定する地方独立行政法人又は沖縄振興開発金融公庫と同種類及び同規模（当該契約金額の7割以上）の契約履行実績が過去2年間で2件以上ある場合で、かつ、不履行がないと認めるとき）。

ウ 大阪府財務規則第68条第6号に該当する場合。

9 その他

応募提案にあたっては、大阪府公募型プロポーザル方式実施基準、公募型プロポーザル方式応募提案・見積心得、公募要領、仕様書等を熟読し遵守すること。

10 問合せ先、提案書等提出先

担当：大阪府府民文化部府政情報室広報広聴課広聴グループ：担当 山下、恩地、高田

住所：〒540-8570

大阪府中央区大手前2丁目 本館1階

電話：06-6944-7253（直通）

Eメール：fumin-g03@sbox.pref.osaka.lg.jp

※問合せについては、9時から17時30分までとし、土曜日・日曜日・祝日及び月曜日から金曜日の12時15分から13時までを除く